各 都 道 府 県 知 事 各都道府県教育委員会教育長 各 国 公 私 立 大 学 長 各 国 公 私 立 短 期 大 学 長 日 本 芸 術 文 化 振 興 会 会 長 文化庁関係各独立行政法人の長 独立行政法人国立科学博物館長 各文部科学大臣所轄宗教法人 文化庁所管各公益法人の長

殿

文化庁次長 銭谷 眞美

(印影印刷)

「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」及び 「文化財保護法の一部を改正する法律」等の施行について(通知)

このたび「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」及び「文化財保護法の一部を改正する法律」が、平成14年7月3日法律第81号及び第82号をもって公布され、同年12月9日から施行されることとなりました(別紙1)。

これらの法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する必要性を踏まえて締結された「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」(以下「条約」という。)(別紙2)の適確な実施を確保するために、条約上求められている義務を担保するための国内措置を定めるものです。

また、これらの法律の施行のため、「国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令」(別紙3)を、平成14年10月30日文部科学省令第43号をもって公布したところであり、同年12月9日から施行することとしています。

これらの法律等の内容及び留意事項は下記の通りですので、十分に御了知の上、 文化財の不法な輸出入等の規制に向けた御理解と御取組をお願いします。

都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村長、市町村教育委員会、美術館、博物館、所轄宗教法人に対し、これらの法律等の内容及び留意事項を御周知下さいますようお願いします。

1 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律

(1)特定外国文化財の輸入規制

- ア 締約国の博物館等から盗取された文化財を「特定外国文化財」として、外 務大臣の通知を受けて文部科学大臣が経済産業大臣との協議を経て指定する こととしたこと。(第3条関係)
- イ 特定外国文化財の輸入については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年 法律第228号)による輸入承認事項とし、我が国内への流入を防止することとしたこと。(第4条関係)
 - (注1) 第3条の特定外国文化財は、条約第1条の規定に基づき締約国が指 定した物件であり、条約第7条(b)()に規定する施設から盗取さ れたものでなければならない。
 - (注2) 第3条第2項を踏まえ、特定外国文化財の名称、原産国、所蔵施設、特徴等について、文部科学省令において規定することとしている。
 - (注3) 附則第2項により、第3条の規定は、この法律の施行前に盗取され た文化財については適用されない。
 - (注4) 特定外国文化財の輸入が認められることは基本的にはありえず、 また承認を受けずに特定外国文化財を輸入した者は外国為替及び外 国貿易法、関税法(昭和29年法律第61号)により処罰されることがある。

(2)特定外国文化財に係る善意取得の特則

特定外国文化財の盗難の被害者については、民法(明治29年法律第89号)で認められている善意取得者に対する回復請求期間の2年間(同法第193条)を、代価弁償を条件として10年間に延長することとしたこと。ただし、当該特定外国文化財が我が国に輸入された後に第3条第2項により指定されたものであるときは、善意取得の特則は適用されないこと。(第6条関係)

(注) 特に美術館、博物館が文化財を取得する場合は、博物館の国際的な民間組織である国際博物館会議(ICOM)が定めた倫理に関する規程等を参考に十分注意することが必要である。(別添参照)

(3)その他

ア 条約第1条(a)から(k)までに掲げる分類に属する物件のうち、文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)に基づいて指定された重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物について、亡失又は盗難の届出があったときは、文化庁長官はその旨を官報で公示し、当該国内文化財が条約第7条(b)(i)に規定する施設から盗取されたものであるときは、外務大臣はその内容を外国に通知することとしたこと。(第5条関係)

- イ 教育活動、広報活動等を通じた、国民の理解を深める等のための措置を講 ずることとしたこと。(第7条関係)
 - (注1) 附則第3項により、第5条の規定は、この法律の施行前に盗取され た文化財については適用されない。
 - (注2) 学校教育、社会教育を通じて、文化財の不法な輸入、輸出及び所有 権移転の防止に関して、国民の理解を深めることが期待される。

2 文化財保護法の一部を改正する法律

重要有形民俗文化財の輸出について、届出制を許可制に改めるとともに、当該許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処することとしたこと。(改正後の文化財保護法第56条の13の2関係)

3 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令

「文化財保護法の一部を改正する法律」において重要有形民俗文化財の輸出が 届出制から許可制に改められたことに伴い、関係規則を改正するものである。

- (1) 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関す る規則の一部改正
 - ・ 重要有形民俗文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合を、 許可を受けて輸出をする場合に改正することとしたこと。(改正後の規則第9 条関係)
- (2) 国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則の一部改正
 - ・ 題名を「国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則」に改めることとしたこと。
 - ・ 国宝又は重要文化財の輸出の許可申請の際の申請書の記載事項及び添付書 類を定めることとしたこと。(改正後の規則第3条及び第4条関係)
 - ・ 重要有形民俗文化財の輸出の許可申請の際の申請書の記載事項及び添付書 類を定めることとしたこと。(改正後の規則第 5 条及び第 6 条関係)
 - ・ 許可に係る輸出を終了したときの文化庁長官への報告を定めることとした こと。(改正後の規則第 7 条関係)
 - (注) 重要有形民俗文化財の輸出の許可申請の際の申請書の記載事項及び添付書類を省令で規定したことに伴い、文化財保護法第44条但書の規定に基づく国宝又は重要文化財の輸出の許可申請の際の申請書の記載事項及び添付書類について省令で明文化することとしたものである。なお、附則第2項により、省令の施行の際現に同条但書の規定によりされている許可申請については、従前の例による。

- (3) 重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関する規則の 一部改正
 - ・ 題名を「重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則」 に改めることとしたこと。
 - ・ 文化庁長官への輸出の届出に関する条項を削ることとしたこと。(改正後の規則第2条関係)

(参考) 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に 関する条約

主な内容

- (1) 他の締約国の博物館等から盗取された文化財(所蔵品目録に属することが証明されたものに限る)の輸入を禁止すること。(第7条(b)())
- (2) 原産国である締約国の要請により、(1)の文化財の回復及び返還について適当な措置をとること。ただし、善意の購入者に対して適正な補償金が支払われることを条件とする。(第7条(b)())
- (3) 自国の文化財の輸出には許可を受けることを義務付け、輸出許可書のないものの輸出を禁止すること。(第6条)

担当 文化庁文化財部伝統文化課企画係電話 03-5253-4111(内線2864)

文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約

(以下「条約」という。) の適確な実施を確保するため、盗取された文化財の輸入、輸出及び回復に関す

る所要の措置を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文化財」とは、国内文化財及び条約の締約国である外国 (以下「外国」という

。) が条約第一条の規定に基づき指定した物件をいう。

2 この法律において「国内文化財」とは、条約第一条aからkまでに掲げる分類に属する物件のうち、文

化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定に基づき指定された重要文化財、

同法第五十六条の十第一項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財及び同法第六十九条第一項の規

定に基づき指定された史跡名勝天然記念物をいう。

(特定外国文化財)

第三条 外務大臣は、 外国から、条約第七条(b))に規定する施設から文化財が盗取された旨の通知を受けた

遅滞なく、 その内容を文部科学大臣に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により外務大臣から通知を受けたときは、当該通知に係る文化財を、 文部

科学省令で定めるところにより、特定外国文化財として指定する。

3 文部科学大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならな

ιļ

(輸入の承認)

第四条 特定外国文化財を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十

八号)第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(届出の公示等)

第五条文化庁長官は、 国内文化財について文化財保護法第三十三条(同法第五十六条の十二、第七十三条

の二及び第七十五条で準用する場合を含む。)の規定による届出 (亡失又は盗難に係るものに限る。)があ

ったときは、その旨を官報で公示するとともに、当該国内文化財が条約第七条(b)()に規定する施設から盗

取されたものであるときは、外務大臣に通知するものとする。

2 外務大臣は、 前項の通知を受けたときは、 その内容を遅滞なく外国に通知するものとする。

(特定外国文化財に係る善意取得の特則)

第六条 特定外国文化財の占有者が民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第百九十二条の条件を具備してい

る場合であっても、第三条第一項の盗難の被害者は、同法第百九十三条の規定による回復の請求に加え、

盗難の時から二年を経過した後十年を経過するまでの期間にあっては、当該占有者に対してこれを回復す

ることを求めることができる。ただし、当該特定外国文化財が本邦に輸入された後に第三条第二項の規定

により指定されたものであるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、被害者は、占有者が支払った代価を弁償しなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第七条 国は、 教育活動、 広報活動等を通じて、文化財の不法な輸入、 輸出及び所有権移転の防止に関し、

国民の理解を深め、 かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、 条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定は、この法律の施行前に盗取された文化財については、適用しない。

3 第五条の規定は、この法律の施行前に亡失し又は盗取された文化財については、適用しない。

文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の十三第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「、又はこれを輸出し」及び「、又は輸出

し」を削り、同条第二項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は輸出」を削り、同条の次に次の一条を加

える。

第五十六条の十三の二 重要有形民俗文化財を輸出しようとする者は、文化庁長官の許可を受けなければな

らない。

第百六条の次に次の一条を加える。

第百六条の二 第五十六条の十三の二の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財

を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国

について効力を生ずる日から施行する。

文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号)

懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の	第百六条の二(第五十六条の十三の二の規定に違反し、文化庁長官の	を	第五十六条の十三の二 重要有形民俗文化財を輸出しようとする者は		に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。	長官は、前項の届出に係る重要有形民俗文化財の現状変更又は保存	2 重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁 2	限りでない。	出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この	、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け	、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の二十日前までに	はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し	第五十六条の十三 重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又	(重要有形民俗文化財の保護)	改正案	
			7 10 2	ができる。	保存に影響を及ぼす行為又は輸出に関し必要な事項を指示すること	長官は、前項の届出に係る重要有形民俗文化財の現状変更若しくは	2 重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁	だし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。	ところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。た	又は輸出しようとする日の二十日前までに、文部科学省令の定める	する者は、現状を変更し、若しくは保存に影響を及ぼす行為をし、	しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又はこれを輸出しようと	第五十六条の十三 重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、若	(重要有形民俗文化財の保護)	現行	

文化財の不法な輸入、 輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約

国際連合教育科学文化機関の総会は、千九百七十年十月十二日から十一月十四日までパリにおいてその第

十六回会期として会合し、

総会の第十四回会期において採択した文化に関する国際協力の原則に関する宣言の重要性を想起し、

科学的、文化的及び教育的目的のために行われる文化財の諸国間の交流により、人類の文明に関する知識

が増大し、すべての人民の文化的な生活が豊かになり並びに諸国間が相互に尊重し及び評価するようになる

ことを考慮し、

文化財が文明及び国の文化の基本的要素の一であること並びに文化財の真価はその起源、歴史及び伝統に

ついてのできる限り十分な情報に基づいてのみ評価することができるものであることを考慮し、

自国の領域内に存在する文化財を盗難、盗掘及び不法な輸出の危険から保護することが各国の義務である

ことを考慮し、

これらの危険を回避するため、各国が自国及び他のすべての国の文化遺産を尊重する道義的責任を一層認

識することが重要であることを考慮し、

文化施設としての博物館、 図書館及び公文書館が世界的に認められた道義上の原則に従って収集を行うこ

とを確保すべきであることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関は国際条約を関係諸国に勧告することにより諸国間の理解の促進を図ることを

その任務の一としているが、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転はこの諸国間の理解の障害となるこ

とを考慮し、

文化遺産の保護は、 各国の国内において、 かつ、諸国間で緊密に協力して行われる場合にのみ効果的に行

われ得るものであることを考慮し、

国際連合教育科学文化機関の総会が千九百六十四年にこの趣旨の勧告を採択したことを考慮し、

総会の第十六回会期の議事日程の第十九議題である文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及

び防止する手段に関する新たな提案を受け、

総会の第十五回会期において、この問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、

この条約を千九百七十年十一月十四日に採択する。

第一条

学上、文学上、美術上又は科学上重要なものとして特に指定した物件であって、次の分類に属するものをい この条約の適用上、「文化財」 とは、 宗教的理由によるか否かを問わず、各国が考古学上、先史学上、史

(a) 動物学上、 植物学上、 鉱物学上又は解剖学上希少な収集品及び標本並びに古生物学上関心の対象とな

う。

る物件

- (b) 国 科学技術史、 の重大な事件に関する物件 軍事史、 社会史その他の歴史、 各国の指導者、 思想家、 科学者又は芸術家の生涯及び各
- (c) 正規の発掘、盗掘その他の考古学上の発掘又は考古学上の発見によって得られた物件
- (d) 美術的若しくは歴史的記念工作物又は分断された考古学的遺跡の部分
- (f) 民族学的関心の対象となる物件(e) 製作後百年を超える古代遺物 (例えば、金石文、貨幣、刻印)
- (f) 美術的関心の対象となる物件であって、 例えば、次の(j)から(v)までに掲げるもの

(i) 肉 筆 の書画 (画布及び材料を問わないものとし、 意匠及び手作業で装飾 した加工物を除

<

- (ii) 彫刻、 塑像、 鋳像その他これらに類する美術品 (材料を問わない。)
- (ii) 銅版画、木版画、石版画その他の版画
- (≧) 美術的に構成し又は合成した物件 (材料を問わない。)
- (h) 単独で又は一括することにより特別な関心(歴史的、美術的、 る希少な手書き文書、インキュナブラ、古い書籍、文書及び出版物 科学的、 文学的その他の関心)を有す
- (i) 単独の又は一括された郵便切手、収入印紙その他これらに類する物件
- () 音声、写真又は映画による記録その他の記録
- (k) 古い楽器及び製作後百年を超える家具

第二条

1 主要な原因の一であること並びに国際協力がこれらの不法な行為によって生ずるあらゆる危険から各国の 締約国は、 文化財の不法な輸入、 輸出及び所有権移転が当該文化財の原産国の文化遺産を貧困化させる

文化財を保護するための最も効果的な手段の一であることを認める。

2 現在行われている行為を停止させ並びに必要な回復を行うために援助することにより、不法な輸入、輸出 締約国は、このため、 自国のとり得る手段、特に、不法な輸入、輸出及び所有権移転の原因を除去し、

第三条

及び所有権移転を阻止することを約束する。

締約国がこの条約に基づいてとる措置に反して行われた文化財の輸入、 輸出又は所有権移転は、不法とす

る

第四条

この条約の適用上、締約国は、次の種類の文化財が各国の文化遺産を成すものであることを認める。

(a) の領域内に居住する外国人又は無国籍者によりその領域内で創造された文化財であって当該国に 各国の国民 (個人であるか集団であるかを問わない。)の才能によって創造された文化財、及び各国

(b) 各国の領域内で発見された文化財

とって重要なもの

- (c) 考古学、民族学又は自然科学の調査団がその原産国の権限のある当局の同意を得て取得した文化財
- (d) 自由な合意に基づいて交換された文化財
- (e) その原産国の権限のある当局の同意を得て、贈与され又は合法的に購入した文化財

第五条

護のための国内機関がまだ存在しない場合において、 有権移転から文化財を保護することを確保するため、そのような国内機関を自国の領域内に設置することを 締約国は、次の任務を効果的に実施するために十分な数の適格な職員を有する一又は二以上の文化遺産保 自国にとって適当なときは、不法な輸入、輸出及び所

(a) 令案の作成に貢献すること。 文化遺産の保護、特に、重要な文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転の防止を確保するための法 約束する。

- (b) 貧困化させるおそれのあるものの一覧表を作成し及び常時最新のものとすること。 自国の保護物件目録に基づき、重要な公私の文化財であってその輸出により自国の文化遺産を著しく
- (c) 文化財の保存及び展示を確保するために必要な科学技術に係る施設 (博物館、図書館、 公文書館、 研

兊所、作業場等) の発展又は設置を促進すること。

- (d) 究のために保存された地区を保護すること。 考古学上の発掘の管理を組織的に行い、 ある種の文化財の現地保存を確保し、 及び将来の考古学的研
- (e) 則を定め、その規則の遵守を確保するための措置をとること。 関係者 (博物館の管理者、収集家、古物商等) のために、この条約に定める倫理上の原則に従って規
- (f) 規定に関する知識を普及させること。 すべての国の文化遺産に対する尊重を促し及び育成するための教育的措置をとり、 並びにこの条約の
- (g) 文化財のいずれかが亡失した場合には、 適切に公表すること。

第六条

締約国は、次のことを約束する。

- (a) の証明書は、 当該文化財の輸出が許可されたものであることを輸出国が明記する適当な証明書を導入すること。こ 規則に従って輸出される文化財のすべての物件に添付されるべきである。
- (b) (a)に規定する輸出許可についての証明書が添付されない限り、文化財が自国の領域から輸出されるこ

とを禁止すること。

(c) (b)に規定する禁止を適当な手段により、 特に、 文化財を輸出し又は輸入する可能性のある者に対して

公表すること。

第七条

締約国は、次のことを約束する。

(a) できる限りその旨を通報すること。 産国である締約国から不法に持ち出された文化財の提供の申出があった場合には、当該原産国に対し、 内法に従って必要な措置をとること。この条約がこれらの国について効力を生じた後に当該文化財の原 この条約が関係国について効力を生じた後に不法に輸出されたものを取得することを防止するため、 自国の領域内に所在する博物館その他これに類する施設が他の締約国を原産国とする文化財であって 国

(b) い。) その他これらに類する施設からこの条約が関係国について効力を生じた後に盗取された文化財 (当該施設の所蔵品目録に属することが証明されたものに限る。) の輸入を禁止すること。 他の締約国の領域内に所在する博物館、 公共の記念工作物(宗教的なものであるかないかを問わな

(ii) 締約国は、 正な補償金を支払うことを条件とする。回復及び返還の要請は、外交機関を通じて行う。 請を行う締約国が当該文化財の善意の購入者又は当該文化財に対して正当な権原を有する者に対し適 はならない。 で提出する。 いて効力を生じた後に輸入されたものを回復し及び返還するため適当な措置をとること。 原産国である締約国が要請する場合には、(i) に規定する文化財であってこの条約が関係国につ 回復及び返還についての権利を確立するために必要な書類その他の証拠資料を自国の負担 締約国は、この条の規定に従って返還される文化財に対し関税その他の課徴金を課して 文化財の返還及び引渡しに係るすべての経費は、要請を行う締約国が負担する。 要請を行う ただし、

第八条

締約国は、第六条(b)及び前条(b)に定める禁止に関する規定に違反したことについて責任を有する者に対 刑罰又は行政罰を科することを約束する。

第九条

る他の締約国に要請を行うことができる。この場合において、締約国は、国際的に協調して行われた努力で 考古学上又は民族学上の物件の略奪により自国の文化遺産が危険にさらされている締約国は、

あって、 い損傷を受けることを防止するため、実行可能な範囲内で暫定措置をとる。 ものに参加することを約束する。 必要な具体的措置 (個別の物件の輸出、輸入及び国際取引の規制等) を決定し及び実施するための 各関係国は、 合意に達するまでの間、 要請を行う国の文化遺産が回復し難

第十条

締約国は、次のことを約束する。

(a) 違反した者には、刑罰又は行政罰を科する。 売却した各物件の特徴及び価格を記録した台帳を常備すること並びに文化財の買手に対し当該文化財に ついて輸出禁止の措置がとられることがある旨を知らせることを古物商に義務付けること。この義務に こと。また、自国にとって適当な場合には、文化財の各物件ごとの出所、供給者の氏名及び住所並びに 教育、情報提供及び監視を行うことにより、締約国から不法に持ち出された文化財の移動を制限する

(b) 認識させ及びそのような認識を高めるよう努めること。 文化財の価値並びに盗取、 盗掘及び不法な輸出が文化遺産にもたらす脅威につき教育を通じて国民に

第十一条

外国による国土占領に直接又は間接に起因する強制的な文化財の輸出及び所有権移転は、 不法であるとみ

なす。

第十二条

締約国は、自国が国際関係について責任を有する領域内に存在する文化遺産を尊重するものとし、

域における文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止するためすべての適当な措置をと

る

第十三条

締約国は、また、自国の法令に従い、次のことを約束する。

(a) 文化財の不法な輸入又は輸出を促すおそれのある所有権移転をすべての適当な手段によって防止する

こと

- (b) に自国の権限のある機関が協力することを確保すること。 不法に輸出された文化財がその正当な所有者にできる限り速やかに返還されることを容易にするため
- (c) 亡失し若しくは盗取された文化財の物件の正当な所有者又はその代理人が提起する当該物件の回復の

訴えを認めること。

(d) び宣言することは当該締約国の奪い得ない権利であることを認め、並びに当該文化財が輸出された場合 には当該締約国がそれを回復することを容易にすること。 各締約国が特定の文化財について譲渡を禁止し、その結果当然に輸出も禁止するものとして分類し及

第十四条

について責任を有する国内機関に対しできる限り十分な予算を配分するものとし、 締約国は、不法な輸出を防止し及びこの条約の実施によって生ずる義務を履行するため、文化遺産の保護 必要があるときは、この

第十五条

ための基金を設立すべきである。

協定の実施を継続することを妨げるものではない。 国の領域から持ち出された文化財の返還に関し、締約国の間で特別の協定を締結すること又は既に締結した この条約のいかなる規定も、この条約が関係国について効力を生ずる前にその理由のいかんを問わず原産

第十六条

締約国は、 国際連合教育科学文化機関の総会が決定する期限及び様式で同総会に提出する定期報告におい

て、この条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳

細に関する情報を提供する。

第十七条

- 1 締約国は、特に次の事項について、 国際連合教育科学文化機関の技術援助を要請することができる。
- (a) 情報提供及び教育
- (b) 協議及び専門家の助言
- (c) 調整及びあっせん
- 2 国際連合教育科学文化機関は、文化財の不法な移動に関する問題につき、自発的に調査研究を行い及び

研究結果を公表することができる。

- 3 国際連合教育科学文化機関は、このため、 権限のある非政府機関の協力を要請することができる。
- 4 国際連合教育科学文化機関は、この条約の実施に関し、 締約国に対し自発的に提案を行うことができ

ಠ್ಠ

5 この条約の実施に関して現に係争中の少なくとも二の締約国から要請があった場合には、 国際連合教育

科学文化機関は、 当該締約国間の紛争を解決するためあっせんを行うことができる。

第十八条

この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

第十九条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の加盟国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准さ

れ又は受諾されなければならない。

2 批准書又は受諾書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

第二十条

1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の非加盟国で同機関の執行委員会が招請するすべての国による

加入のために開放しておく。

2 加入は、国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託することによって行う。

第二十一条

書、受諾書又は加入書を寄託した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の国については、その この条約は、三番目の批准書、受諾書又は加入書が寄託された日の後三箇月で、その寄託の日以前に批准

批准書、受諾書又は加入書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

第二十二条

束し、また、この条約を適用する領域を国際連合教育科学文化機関事務局長に通告することを約束する。こ 准、受諾又は加入の時までにこれらの領域の政府又は他の権限のある当局と必要に応じて協議することを約 の通告は、その受領の日の後三箇月で効力を生ずる。 の条約を適用することを認める。締約国は、これらの領域についてのこの条約の適用を確保するため、 締約国は、自国の本土領域のみでなく、自国が国際関係について責任を有するすべての領域についてもこ 批

第二十三条

- 1 ことができる。 締約国は、 自国について又は自国が国際関係について責任を有する領域について、この条約を廃棄する
- 2 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受領の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十四条

国際連合教育科学文化機関事務局長は、同機関の加盟国及び第二十条に規定する同機関の非加盟国並びに

国際連合に対し、第十九条及び第二十条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の寄託並びに前二条

第二十五条

にそれぞれ規定する通告及び廃棄を通報する。

1 この条約は、 国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、 改正条約

の当事国となる国のみを拘束する。

2 がない限り、 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定 批准、受諾又は加入のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終止す

第二十六条

ಕ್ಕ

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従って、

国際連合事務局に登録する。

九条及び第二十条に規定するすべての国並びに国際連合に送付する。 の署名を有する本書二通を作成した。これらの本書は、同機関に寄託するものとし、その認証謄本は、第十 千九百七十年十一月十七日にパリで、総会の第十六回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長

されたその第十六回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。 以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて千九百七十年十一月十四日に閉会を宣言

以上の証拠として、我々は、千九百七十年十一月十七日に署名した。

総会議長

アティリオ・デロロ・マイニ

事務局長

文部科学省令第四十三号

文化財保護法の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十二号)の施行に伴い、国宝、 重要文化財又は

重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年十月三十日

文部科学大臣 遠山 敦子

国宝、 重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する

省令

(国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則の一部改正)

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則(昭和二十六年文

化財保護委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第九条第二項中「第三十四条ただし書」を「第三十四条但書」に改める。

第九条第二項第五号中「又は輸出」を削り、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号

ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第五十六条の十三の二の規定による許可を受けて行う輸出のために所在の場所を変更しようとす

るとき。

第九条第三項及び第四項並びに第十条第二項中「第三十四条ただし書」を「第三十四条但書」に改める。

(国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則の一部改正)

国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則

第三号) の一部を次のように改正する。

第二条

題名を次のように改める。

国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する

規則

第一条の見出し中「許可」を「国宝又は重要文化財の現状変更等の許可」 に改め、 同条中「許可申請

者」を「現状変更等許可申請者」に改める。

第二条の見出し中「許可申請書」を「国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請書」に改め、 同条第

四号から第六号までの規定中「許可申請者」を「現状変更等許可申請者」に改める。

第五条第一項中「第三条」を「第七条」に改め、 同条を第九条とする。

第四条を第八条とする。

第三条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

3

法第四十四条但書又は第五十六条の十三の二の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る輸出を

終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

第二条の次に次の四条を加える。

(国宝又は重要文化財の輸出の許可の申請)

第三条 法第四十四条但書の規定による許可を受けようとする者 (以下「重要文化財等輸出許可申請者」

という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の番号

 \equiv 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名

四 重要文化財等輸出許可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六 輸出の時期又は期間

七 輸出における輸送方法

八(輸出後の展覧会等の主催者、名称、会場及び会期

九 輸出後の展覧会等における管理方法

十 輸出及び展覧会等における保険に関する事項

十一 輸出後の展覧会等における警備方法

十二 その他参考となるべき事項

(国宝又は重要文化財の輸出の許可申請書の添付書類等)

第四条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

| 国宝又は重要文化財の写真

一 輸出後の展覧会等の概要及び会場図面

三 輸出後の展覧会等の主催者との協定書

四 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 重要文化財等輸出許可申請者が所有者以外の者であるときは、 所有者の承諾書

六 管理団体がある場合において、重要文化財等輸出許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管

理団体の承諾書

七 その他参考となるべき資料

(重要有形民俗文化財の輸出の許可の申請)

第五条 法第五十六条の十三の二の規定による許可を受けようとする者 (以下「重要有形民俗文化財輸出

許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければなら

ない。

重要有形民俗文化財の名称及び員数

二 指定年月日及び指定書の番号

 \equiv 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名

四 重要有形民俗文化財輸出許可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

五 輸出を必要とする理由

六 輸出の時期又は期間

七 仕向地並びに受取人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

八 輸出後における取扱いの予定の概要

九 その他参考となるべき事項

(重要有形民俗文化財の輸出の許可申請書の添付書類等)

第六条 前条の許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 重要有形民俗文化財の写真

輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

Ξ 重要有形民俗文化財輸出許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

四 管理団体がある場合において、重要有形民俗文化財輸出許可申請者が管理団体以外の者であるとき

は、管理団体の承諾書

五 その他参考となるべき資料

(重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関する規則の一部改正)

第三条 重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関する規則(昭和五十年文部省令第三

十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則

第二条を削る。

第三条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「又は輸出」を削り、同条を第三条とする。

第五条を第四条とする。

第六条第一項中「第四条」を「第三条」に改め、 同条を第五条とする。

第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附則

1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十二号)の施行の日(平成十四

年十二月九日)から施行する。

2 この省令の施行の際現に文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号) 第四十四条但書の規定により

されている許可の申請については、なお従前の例による。

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照表(第一条関係)

九 (略) 八 (略) 七 (略) ために所在の場所を変更しようとするとき。	六 法第五十六条の十三の二の規定による許可を受けて行う輸出の更等のために所在の場所を変更しようとするとき。 五 法第五十六条の十三第一項の規定による届出をして行う現状変ー〜四 (略)	て届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。条但書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更につい2 法第五十六条の十二又は第九十五条第五項で準用する法第三十四第九条 (略)	2~4 (略) (所在の場所変更の届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。 「一~十一 (略) 正 案	
七 (略)	更等又は輸出のために所在の場所を変更しようとするとき。 五 法第五十六条の十三第一項の規定による届出をして行う現状変ー~四 (略)	ついて届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とす条ただし書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更に2 法第五十六条の十二又は第九十五条第五項で準用する法第三十四第九条 (略)	2~4 (略) (所在の場所変更の届出を要しない場合は、次の各号の一に該 生の場所の変更について届出を要しない場合は、次の各号の一に該 当する場合とする。 リコを要しない場合等) での場所変更の届出を要しない場合等)	(昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号)

+(略)

3 て届出の際指定書の添付を要しない場合は、前条第二項の場合とす 条但書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更につい 法第五十六条の十二又は第九十五条第五項で準用する法第三十四

法第五十六条の十二又は第九十五条第五項で準用する法第三十四

ಶ್ಶ

条第三項の場合とする。この場合には、前条第四項の規定を準用す 条但書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更につい て所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合は、前

(国の所有に属する国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管

準用する。

第十条 (略)

理に関する通知書の記載事項等)

一で準用する場合を含む。) 法第三十四条但書の規定により通知を 法第九十条第二項で準用する (同項で準用する法第五十六条の十|第十条

要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一~七 (略)

3 • 4 (略)

(略)

九八 (略)

3 条ただし書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更に 法第五十六条の十二又は第九十五条第五項で準用する法第三十四

ついて届出の際指定書の添付を要しない場合は、前条第二項の場合

とする。

4

ついて所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる場合 条ただし書の規定により重要有形民俗文化財の所在の場所の変更に は、前条第三項の場合とする。この場合には、前条第四項の規定を 法第五十六条の十二又は第九十五条第五項で準用する法第三十四

(国の所有に属する国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管 理に関する通知書の記載事項等

(略)

2 二で準用する場合を含む。) 法第三十四条ただし書の規定により通 知を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。 一~七 法第九十条第二項で準用する (同項で準用する法第五十六条の十 (略)

3 4 (略)

国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照表(第二条関係)

(関宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請) (国宝工、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、
--

(国宝又は重要文化財の現状変更等の許可申請書の添附書類等)

第二条 えなければならない。 前条の許可申請書には、 次に掲げる書類、 図面及び写真を添

|〜三 (略)

の承諾書 現状変更等許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者

五 責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書 管理責任者がある場合において、現状変更等許可申請者が管理

六 管理団体がある場合において、現状変更等許可申請者が管理団 体以外の者であるときは、管理団体の承諾書

(国宝又は重要文化財の輸出の許可の申請)

第三条 重要文化財等輸出許可申請者」という。)は、 法第四十四条但書の規定による許可を受けようとする者 (以 次に掲げる事項

国宝又は重要文化財の名称及び員数

を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

指定年月日及び指定書の番号

管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名

兀 重要文化財等輸出許可申請者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては、 その代表者の氏名

六 五 輸出を必要とする理由

輸出の時期又は期間

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、 次に掲げる書類、 図面及び写真を添

えなければならない。

|〜三 (略)

四 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

五 の者であるときは、管理責任者の承諾書 管理責任者がある場合において、 許可申請者が管理責任者以外

六 管理団体がある場合において、 許可申請者が管理団体以外の者

であるときは、管理団体の承諾書

輸出における輸送方法

귀 치 시 리 輸出後の展覧会等の主催者、名称、会場及び会期

輸出後の展覧会等における管理方法

輸出及び展覧会等における保険に関する事項

輸出後の展覧会等における警備方法

その他参考となるべき事項

(国宝又は重要文化財の輸出の許可申請書の添付書類等)

ない。 前条の許可申請書には、 次に掲げる書類を添えなければなら

国宝又は重要文化財の写真

輸出後の展覧会等の概要及び会場図面

輸出後の展覧会等の主催者との協定書

四 の 資 料 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、

五 重要文化財等輸出許可申請者が所有者以外の者であるときは、

所有者の承諾書

管理団体以外の者であるときは、 管理団体の承諾書 六

管理団体がある場合において、

重要文化財等輸出許可申請者が

七 その他参考となるべき資料

(重要有形民俗文化財の輸出の許可の申請)

第五条 法第五十六条の十三の二の規定による許可を受けようとする

第四条

ならない。 者 (以下「重要有形民俗文化財輸出許可申請者」という。) は、次 に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければ

- 重要有形民俗文化財の名称及び員数
- 指定年月日及び指定書の番号
- 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
- 四 びに法人にあつては、その代表者の氏名 重要有形民俗文化財輸出許可申請者の氏名又は名称及び住所並

輸出を必要とする理由

輸出の時期又は期間

비 치 되 仕向地並びに受取人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては、その代表者の氏名

輸出後における取扱いの予定の概要

九 その他参考となるべき事項

(重要有形民俗文化財の輸出の許可申請書の添付書類等)

第六条 ない。 前条の許可申請書には、次に掲げる書類を添えなければなら

- 重要有形民俗文化財の写真
- 輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、 そ

の 資 料

重要有形民俗文化財輸出許可申請者が所有者以外の者であると 所有者の承諾書

2 (略)	2 (略)
には第三条の規定を準用する。	には第七条の規定を準用する。
第九十一条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合	第九十一条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合
よる同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法	よる同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法
状変更等について、法第九十一条第一項第一号又は第二項の規定に	状変更等について、法第九十一条第一項第一号又は第二項の規定に
第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、国宝又は重要文化財の現	第九条 各省各庁の長その他の国の機関が、国宝又は重要文化財の現
(国の機関による現状変更等)	(国の機関による現状変更等)
第四条 (略)	第八条 (略)
(維持の措置の範囲)	(維持の措置の範囲)
	旨を文化庁長官に報告するものとする。
	受けた者は、当該許可に係る輸出を終了したときは、遅滞なくその
	3 法第四十四条但書又は第五十六条の十三の二の規定による許可を
2 (略)	2 (略)
第三条 (略)	第七条 (略)
(終了の報告)	(終了の報告)
	五 その他参考となるべき資料
	請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
	四 管理団体がある場合において、重要有形民俗文化財輸出許可申

重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照表(第三条関係)

													# I		
													重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則	改	
													状変更等 更等	正	
													及び公開の届出等に問	案	
													労する規則		
輸出を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、そ 。	2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならな一六 その他参考となるべき事項	_	四 輸出後における取扱いの予定の概要	ては、その代表者の氏名	三 仕向地並びに受取人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ	二 輸出を必要とする理由	前条第一項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる事項	とする。	の輸出の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うもの	第二条 法第五十六条の十三第一項の規定による重要有形民俗文化財	(輸出の届出)	る規則	重要有形民俗文化財の現状変更等、輸出及び公開の届出等に関す	現行	(昭和五十年文部省令第三十号)

(記載事項等の変更)

第二条 前条の届出の書面又は書類、図面若しくは写真に記載し、又

は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長

官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第五十六条の十三第一項の規定による現状変更等の届出を

行つた者は、当該届出に係る現状変更等が終了したときは、遅滞な|第四条|

く文化庁長官にその旨を報告するものとする。

(届出を要しない場合)

(略)

(国の所有に属する重要有形民俗文化財の現状変更等の通知)

第五条 法第九十条第一項第六号の場合に係る重要有形民俗文化財の

現状変更等又は輸出の通知については、第一条から第三条までの規

定を準用する。

法第九十条第二項において準用する法第五十六条の十三第一項た

 \equiv 管理責任者がある場合において、 届出者が管理責任者以外の者

であるときは、 管理責任者の意見書

管理団体がある場合において、 届出者が管理団体以外の者であ

るときは、管理団体の意見書

(記載事項等の変更)

第三条 前二条の届出の書面又は書類、図面若しくは写真に記載し、

又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁

長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

法第五十六条の十三第一項の規定による現状変更等又は輸出

の届出を行つた者は、当該届出に係る現状変更等又は輸出が終了し

たときは、遅滞なく文化庁長官にその旨を報告するものとする。

(届出を要しない場合)

第五条 (略)

(国の所有に属する重要有形民俗文化財の現状変更等の通知)

|第六条||法第九十条第一項第六号の場合に係る重要有形民俗文化財の

現状変更等又は輸出の通知については、第一条から第四条までの規

定を準用する。

だし書の規定による通知を要しない場合については、前条の規定を 2 法第九十条第二項において準用する法第五十六条の十三第一項た

	第七条 (略)	(公開事前届出免除施設における公開の届出)		第六条 (略)	(公開の事前の届出)		準用する。
第八条 (略)	(公開事前届出免除施設における公開の届出)		第七条 (略)	(公開の事前の届出)		準用する。	だし書の規定による通知を要しない場合については、前条の規定を

国際博物館会議(ICOM) 倫理規程

昭和61年(1986年) 第15回ブエノスアイレス大会決定 平成13年(2001年) 第19回バルセロナ大会改訂

博物館倫理

2. 博物館管理の基本原則

2.9 陳列、展示および特別活動

博物館の主要な業務は、将来のためにその収蔵品を保存し、研究、教育活動、常設陳列、特別展示その他の特別活動を通じて知識の発展と普及のために収蔵品を用いることである。こうした活動は、博物館の明確な方針および教育目的にしたがって行われるべきであり、収蔵品の質もしくは適切な管理を損なってはならない。博物館は、由来不明の資料の陳列は文化財の違法取引を容認していると見なされる可能性があることを知るべきである。博物館は、どのような手段であれ、博物館が公表する情報は、学問的に正確で、誠実で、客観的なものであり、学問的に十分根拠のあるものであることを保証するように努めるべきである。

3. 博物館収蔵品の取得

3.2 違法資料の取得

資料及び標本の不法取引は、史跡、民族文化および生物の生息環境の破壊を促し、地方レベル、国レベルおよび世界レベルでの盗難を助長するものである。このことは、絶滅寸前の動植物の種を危険におとしいれ、国連の「生物多様性に関する条約(1992年)」に違反し、各国の遺産および国際遺産を尊重する精神に反するものである。博物館は、市場の不法な取引きから、人間環境および自然環境の破壊ならびに知識の喪失が起こることを認識すべきである。博物館の専門職員は、博物館が直接的にも間接的にも何らかの方法で不法売買を支援することは極めて非倫理的なことであると断言しなければならない。

博物館は、法的に有効な所有権を取得できるということを管理機関および担当職員が納得しない限り、いかなる資料もしくは標本も、購入、寄贈、貸与、遺贈もしくは交換により取得すべきではない。このため、あらゆる努力を払って、資料もしくは標本が、その原産国もしくは適法に所有されていた中継国(博物館の自国も含む)において違法に取得されたものではなく、または、そのような国から違法に輸出されたものでないことを確認しなければならない。従って、取得を検討する前に、発見もしくは生産に始まる当該品の完全な履歴を懸命に検証すべきである。